

イ 維持管理状況について

実地監査対象機関における各高額備品に係る管理責任者の設置状況及び保守点検の実施状況等は、次のとおりであった。

【表42】管理責任者の設置状況

機 関 名	高額備品点数	管理責任者の設置状況	備 考
西部工業技術センター	80	無	
水産海洋技術センター	10	無	
県立広島病院	140	有	各診療科部長
県立神石三和病院	7	有	各部門の長等
広島工業高等学校	12	有	担当教諭
西条農業高等学校	8	有	担当教諭
福祉事業団	18	有	医療機器及び備品管理委員会要領

管理責任者は、医療機関や高等学校においては設置されていたが、試験研究機関においては設置されていなかった。

なお、医療機関のうち県立神石三和病院においては、実態としては各部門の長等が日々の点検を実施していたが、要領や事務分掌等による明文化はされていなかった。

【表43】高額備品の保守点検実施状況

機 関 名	高額備品の点数	保守点検の実施状況			
		実施していない	職員が実施	業者が実施	契約方法
西部工業技術センター	80	59	8(注1)	15	随意契約
水産海洋技術センター	10	10			
県立広島病院	140		110	30	随意契約
県立神石三和病院	7	1(注2)	6(注3)	5	随意契約
広島工業高等学校	12	12			
西条農業高等学校	8		1	7	随意契約
福祉事業団	18	11		7	随意契約

- (注) 1 8点のうち2点は「業者が実施」と重複している。
 2 この機器は、1年以上全く使用がない機器である。
 3 6点のうち5点は「業者が実施」と重複している。

法令で義務付けられている法定点検については、実施されていた。また、県立広島病院と県立神石三和病院では、使用されているすべての試験研究機器等及び衛生医療機器は、機器製造メーカーの仕様書等を基に、業者又は職員が保守点検を実施していた。

試験研究機関の試験研究機器については、年間契約で実施する保守契約は、予算の制約上必要最低限のものとなっている。西部工業技術センターでは外部利用実績の多いものや受託試験に使用する備品は、特に、データの高い信頼性が要求されることから、外部委託による保守点検を実施している。

なお、定期的に業者が保守点検している場合は、すべて随意契約により委託契約されていた。

ウ 使用状況について

実地監査対象機関における高額備品の平成17年度中の使用状況は、次のとおりである。

【表44】高額備品の年間使用日数

機 関 名	高額備品 点数	年間使用日数				
		使用実績 なし	4日～ 9日	10日～ 49日	50日～ 99日	100日 以上
西部工業技術センター	80	10	2	47	16	5
水産海洋技術センター	10	0	0	9	1	0
県立広島病院	140	1	0	20	5	114
県立神石三和病院	7	1	0	1	1	4
広島工業高等学校	12	1	0	6	5	0
西条農業高等学校	8	2	0	1	2	3
福祉事業団	18	0	0	3	2	13

年間使用日数が全くないものについて、その理由は次のとおりである。

【表45】使用実績がない理由

(単位：点)

機 関 名	使用実績なし	使用実績がない主な理由（複数回答）
西部工業技術センター	10	・機種が古く陳腐化している (8) ・装置を使用できる者がいない (2) ・故障又は使用不能である (4)
水産海洋技術センター	0	—
県立広島病院	1	・使用する事例がない
県立神石三和病院	1	・装置を使用できる者がいない
広島工業高等学校	1	・機種が古く陳腐化している
西条農業高等学校	2	・実験のために必要な経費が高い ・故障又は使用不能である
福祉事業団	0	—

使用状況については、次の点において課題が見られた。

西部工業技術センターでは、使用実績がなく機種が古く陳腐化している機器が多く見られた。その理由は、研究が終了したために使用しなくなったもの、当該センターの本所の機能が生産技術アカデミーに一部移転したため、役割が終わったものなどであった。

一部修理を検討されているものもあったが、大半が今後使用される見込みのないものであった。また占有面積の大きい装置については、処分に相当の経費がかかるため、廃棄することができないものもあった。

西条農業高等学校では、使用実績がない高額備品として、平成5年度に21,600,000円で購入した「培養器」がある。これは、連続発酵実験を目的とするものであるが、3年以上にわたり使用実績がない。この理由は、この機械の作動に薬品等の経費が相当かかること、またこの機械の調達を決定した担当教諭が他校へ異動してから使用していない、ということであった。また一部破損しており、培養器として、今後の使用見込みはないものであった。

エ 外部利用の状況について

実地監査対象機関において、高額備品の外部利用の実績があったのは、次の2機関のみであった。

【表46】外部利用の状況

機 関 名	高額備品点数	外部利用対象機器点数	年間利用点数			
			利用実績なし	1~9	10~99	100以上
西部工業技術センター	80	53	21	8	18	6
水産海洋技術センター	10	3	3	0	0	0

外部利用は、試験研究機関のみで実施されている。外部利用の根拠は、西部工業技術センターでは「広島県立工業技術センター使用料及び手数料条例」に基づき、水産海洋技術センターでは「中国地方5県協定に基づく相互利用可能機器・施設リスト」によっている。

西部工業技術センターでは、外部利用実績のない機器が21点で、外部利用対象機器の4割を占めるが、その原因は、機種が古く陳腐化していたり、機器が故障していることによる。なお、中小企業等の技術者を一定期間受け入れて設備を利用させる産業技術流動研究員制度による機器の利用については、今回の調査に含めていない。

水産海洋技術センターでは、「中国地方5県の公設試験研究機関における機器・施設の相互利用に関する協定」はあるが、高額備品に関しては、監査実施時点においては実績はない。

オ 調達状況について

実地監査対象機関における平成15年度から平成17年度までの重要物品の調達状況は、次のとおりである。(県立広島病院は平成17年度中に調達した取得金額1,000万円以上の備品を調査した。)

実地監査対象機関においては、おおむね毎年、調達実績がある。

【表47】重要物品の調達状況（購入数順）

(単位：点)

機 関 名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合 計
水産海洋技術センター	3	24	3	30
広島工業高等学校	1	7	3	11
県立神石三和病院	4	3	2	9
福祉事業団	6	1	2	9
西条農業高等学校	2	1	2	5
西部工業技術センター	1	0	1	2
県立広島病院	—	—	7	7

(ア) 機種選定方法

各対象機関における機種選定の方法は、次のとおりである。

【表48】重要物品の機種選定方法（購入数順）（単位：点）

機 関 名	購入数	機種選定方法	要 綱 等
水産海洋技術センター	30	試験研究機器選定委員会	水産試験場試験研究機器選定事務取扱要領
広島工業高等学校	11	学科の教諭で議論し、管理職と協議のうえ決定	
県立神石三和病院	9	使用担当者と事務担当者が協議の上選定 うち2点はプロポーザル方式	
福祉事業団	9	医療備品整備小委員会	医療備品整備小委員会設置運営要領
西条農業高等学校	5	学科の担当教諭が本庁担当課と協議	
西部工業技術センター	2	機種選定委員会	広島県西部工業技術センター機種選定委員会設置要綱
県立広島病院	7	県立広島病院備品整備委員会	県立広島病院備品整備委員会設置運営要綱

試験研究機関、県立広島病院及び福祉事業団では、物品の公正かつ適正な整備等を目的として組織内に「機器選定委員会」及び機種選定要領が整備されており、選定に当たって一定のルールづくりがされていた。なお、「機器選定委員会」の委員はすべて各機関の職員であり、外部(本庁等)の者が委員となっているケースはなかった。

県立学校及び県立神石三和病院では「機器選定委員会」は設置されていなかったが、いずれも使用担当者のみではなく、事務担当者や本庁担当者と協議して決定している状況であった。なお、県立神石三和病院では2点はプロポーザル方式で選定している。

また、機種選定の際に、複数のメーカーで比較検討しているかどうか確認したところ、ほとんどの機関で検討表等により行われていた。ただし、県立広島病院においては、特定調達令に係るもの以外の機種選定は、主に診療科で実施されており、院内の備品整備委員会においては、機器購入の決定がされていた。

(イ) 維持管理経費やリースとの比較等

各対象機関における維持管理経費やリースとの比較検討の状況は、次のとおりであった。

【表49】重要物品調達時における維持管理経費等の考慮の状況（単位：点）

機 関 名	購入数	維持管理経費	リースとの比較検討
水産海洋技術センター	30	考慮していない	検討していない
広島工業高等学校	11	考慮していない	検討していない
県立神石三和病院	9	考慮している	検討していない
福祉事業団	9	考慮している	検討していない
西条農業高等学校	5	考慮している	検討していない
西部工業技術センター	2	(注)	検討していない
県立広島病院	7	取得金額1,000万円以上の備品については、収支見込を作成することとしている	検討していない

(注) 西部工業技術センターで購入した2点については、維持管理経費がかからない機器である。

水産海洋技術センターと広島工業高等学校では、機器調達に当たって維持管理経費は検討されていなかった。

西部工業技術センターでは、調査対象機器は維持管理経費のかからないものであったが、維持管理経費は、選定委員会の検討項目になっていなかった。

他の機関においては、維持管理経費を検討している状況が確認されたが、ルールが確立している機関は県立広島病院のみである。

リースとの比較検討は、すべての対象機関において検討されていなかった。主な理由は、試験研究機関や県立学校では、「予算令達が備品購入費であるため」という理由であった。

なお、予算要求時点でのリース検討の状況は確認できなかったが、県立学校は「学校教育設備整備費等補助金交付要綱(産業教育振興備品)」によって、備品購入が原則となっており、検討されていない状況があった。ただし、コンピューターソフト等の備品は、技術革新のスピードが早く、また、基本ソフトウェアが変わると使用できなくなるケースがあるが、一旦購入すると更新が難しい状況があり、授業に支障がでないようリースで調達してもらいたいという要望があった。

県立病院では、備品購入に係る起債には、病院事業会計に対する一般会計からの繰入れがあるが、リースでは起債の対象とならず、繰入れの対象とならないため、リースは検討しないという理由であった。

(ウ) 契約方法

各対象機関における機器調達に係る契約方法の状況は、次のとおりである。

【表50】機器調達に係る契約方法の状況

(単位：点)

機 関 名	購入数	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	随意契約の理由
水産海洋技術センター	30	0	9	21	他では納入できない 13 競争入札したが落札者なし 8
広島工業高等学校	11	10	0	1	他では納入できない
県立神石三和病院	9	0	1	8	時価に比して著しく有利な金額 6 プロポーザル方式 2
福祉事業団	9	0	7	2	他では納入できない 1 競争入札したが落札者なし 1
西条農業高等学校	5	0	3	2	他では納入できない
西部工業技術センター	2	0	1	1	競争入札したが落札者なし
県立広島病院	7	3	0	4	他では納入できない

契約方法としては、随意契約が最も多かった。

なお、機器調達に係る契約方法については、次の機関において課題が見られた。

〈水産海洋技術センター〉

契約方法について、随意契約21点のうち随契理由が自治令第167条の2第1項第8号(競争入札に付し入札者がいないとき又は再度入札に付し落札者がいないとき)該当が8点あったが、これは競争入札を実施しているものの、その大半で“辞退”が生じており、その結果として“随意契約”となっている事例である。その原因としては、販売業者が入札に参加したものの、機器製造会社との関係で、機器の納入ができないことが判明したためなどの理由であった。

〈県立神石三和病院〉

県立神石三和病院では9点の重要物品の購入があったが、競争入札によるものは1点で、8点が随意契約であった。

随意契約8点のうち2点がプロポーザル方式によるものであった。残り6点の随意契約理由は自治令第167条の2第1項第7号（時価に比して著しく有利な金額で契約することができる見込みがあるとき）に該当するというものであったが、見積書を複数者から徴取しており、各々の見積り額を比較しても、最低金額が時価に比して著しく有利な状況であるとは確認できなかった。見積り合わせが実施できるのであれば、競争入札を行うことが可能であると考えられる。

なお、契約方法について、平成17年度中途の購入分から、原則として指名競争入札に方法を変更しており、今後は予定価格160万円を超える物品購入については、指名競争入札又はプロポーザル方式によることとしている。

〈県立広島病院〉

契約方法について、特定調達令該当分（予定価格3,200万円以上）については、一般競争入札で実施していたが、それ以外の取得金額1,000万円以上の医療機器については、複数者の見積り合わせによる随意契約で購入していた。この随意契約理由は自治令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないとき）となっていたが、見積り合わせが実施できるのであれば、競争入札を行うことが可能であると考えられる。

カ 処分状況について

各対象機関における平成17年度中の重要物品の処分状況は、次のとおりである。

【表51】平成17年度中の重要物品の処分状況（単位：点）

機 関 名	処分数	処理方法
西部工業技術センター	1	廃棄
水産海洋技術センター	1	廃棄
県立広島病院	30	廃棄
県立神石三和病院	6	廃棄
広島工業高等学校	1	廃棄
西条農業高等学校	0	—
福祉事業団	4	廃棄

不用の決定の手續について確認した機関については、適正に処理されていた。

処分方法はすべての機関において廃棄であり、売払いが具体的に検討されている機関はなかった。

第4 指摘事項及び監査委員意見

【指摘事項】

監査の結果、次のとおり適正な事務処理を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

1 備品の適正な管理について（県立広島病院）

ベッド（平成8年3月31日取得、取得金額 26,145,300 円）について、固定資産台帳には数量が「1」と記載されていたが、実際には相当数のベッドを購入していた。また、備品の標識が付されていないため、現物を確認することができなかった。

2 重要物品購入に係る売買契約について（県立広島病院及び県立神石三和病院）

重要物品（県立広島病院にあつては取得金額1,000万円以上の高額備品）の購入に係る売買契約において、競争入札に適さないとして随意契約しているが、見積りは複数の者から徴取しており、競争入札が可能なものがあつた。

（県立広島病院）	肺機能システム	H17.7.8取得	取得金額 12,100,000 円
（県立神石三和病院）	X線一般撮影装置	H17.3.31取得	取得金額 8,800,000 円

【監査委員意見】

1 機種選定に係るルールの明確化について（出納長室）

重要物品を公正に選定し、かつ取得後も効率的に使用するためには、常に多角的な視点から機種選定を行う必要があるが、機種選定に当たって、同等機種との比較検討や導入後の維持管理経費（保守管理料、材料費等）の検討がなされていないもの及び購入とリースとの比較検討がなされていないものがあつた。

備品によっては、取得後に高額な維持管理経費を要するものもあり、固定的な経費支出の増加の要因となったり、経費不足のため消耗品等が十分に購入できず、備品が効果的に使用できないといった状況や、購入よりリースの方が、備品をより効果的、効率的に使用できる場合も見受けられた。

また、購入時の機種選定に当たって、「機器選定委員会」の設置や「機器選定要領」の整備を行っている機関もあるが、統一したルールはない。

出納長室においては、これらについて各機関が統一的に実施できるよう、物品の公正かつ適正な選定のためのルールづくりを検討する必要がある。

2 一般競争入札の導入促進について（出納長室）

平成15年度から平成17年度にかけて購入した重要物品は163点であるが、一般競争入札で購入されたものは16点である。そのうち6点は特定調達令に該当するものであり、残り10点はすべて広島工業高等学校で購入されたものであつた。

一般競争入札の導入促進については、出納長室において、指名競争入札によることができる場合の運用基準を策定し、それ以外は、平成19年度から原則として一般競争入札に移行することとしているが、従来の指名競争入札や随意契約をスムーズに一般競争入札に移行させるには、職員の意識改革と併せて、入札事務の周知徹底を図り、実務上の不安を解消するなど移行への仕組みづくりが必要である。

3 物品サブシステムの備品登録システムについて（出納長室）

高額備品は、複数の機器から構成されているものが多いが、ほとんどの機関において、備品の登録台帳上は「1式」であり、個々の構成機器まで記録できるようになっていない。また、備品ラベルも1枚しか用意されていない。

担当者の人事異動や、構成機器の一部の修繕や破損等を原因として、備品の特定が困難とならないよう、複数の機器から構成される備品の登録方法及び備品ラベルのあり方について、検討する必要がある。

4 検査事務のフォローアップ（不用品）について（出納長室）

機関によっては、使用予定のない高額備品を不用の決定をしないまま長年保管し続けているものもある。このような高額備品は、施設内で多くのスペースを占めるだけでなく、維持管理経費のかかる場合も見受けられた。出納長室では物管則第31条に基づき企業会計を除く各機関に対して物品管理事務の検査を実施しているが、検査の実施に当たっては、使用予定のない備品の処分に係る指導と併せて、検査結果のフォローアップを実施する必要がある。

5 貸付け及び管理委任している備品の管理について（出納長室）

貸付け及び指定管理者に管理委任している高額備品については、本来、貸付け等を行った物品管理職員が、貸付け等に係る高額備品が適正に管理されるよう貸付け先等を監督をする必要があるが、物品管理職員による物品検査を実施した実績のないものや、指定管理者との協定書等に基づく管理が十分にされていない状況があった。

貸付け等を行った物品管理職員が、貸付け先等を適切に監督するよう指導を徹底する必要がある。

（付記）

1 物品に係る指導・検査の一元化について（総務部）

物品に係る指導・検査は各指導監督権限に基づき、普通会計は出納長室、企業会計は病院事業局県立病院室、公営企業部企業総務室において実施しているところである。物品管理事務の適正化に資するため、普通会計と企業会計の枠をとりはずし、出納長室において物品についての指導・検査を一元的に行うことを検討していただきたい。

2 高額備品等に係る管理責任者の設置等について（出納長室）

高額備品等は試験研究機器や衛生医療機器等特に管理を適正に実施する必要があるものが多い。これらの使用中の機器が良好に管理され、効果的に活用されるためには、物品管理職員のみでなく、個々の高額備品の使用職員においてその管理責任を明確にし、適正に管理する必要がある。管理要領や管理責任者等を設置することが望ましい。個々の高額備品において、要領、事務分掌等で管理方法、管理責任者等を明確にするよう指導していただきたい。

3 県立病院の物品購入事務の指導について（病院事業局県立病院室）

県立広島病院及び県立神石三和病院の重要物品（県立広島病院にあっては取得金額1,000円以上の高額備品）の購入に係る売買契約において、競争入札に適さないとして随意契約しているが、見積りは複数の者から徴取しており、競争入札が可能なものがあった。所管室として病院間の情報共有のあり方の検討や適正な契約事務について指導するとともに、出納長室と連携し、一般競争入札導入の推進に努めていただきたい。

(参 考)

区 分	内 容	対 応
指摘事項	不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項	改善状況・処理方針及び措置状況を求める
意 見	指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項	
付 記	注意喚起・問題提起及び要望事項	改善状況・処理方針及び措置状況を求めない